

2024.02.23

借り上げ車の借り上げ料に関する インボイスの取扱い

Q

お客様からのご質問

私は営業担当の社員です。

当社では、私個人の車を社用で使い、会社から月極めで「使用料」をいただいております。給与に加算されております。

経理より私が「社員で免税事業者である」から、仕入れ税額控除ができないといわれました。私への支払いはインボイス（適格請求書）がないといけないのでしょうか？

A

キド先生からの回答

結論から申し上げますと、経理の指摘は誤っております。

会社の社員に支払う借り上げ車の使用料については、「帳簿のみの記載」でよく、正式なインボイス（適格請求書）は必要ありません。

ただし、あくまでも通常に必要な営業車の損料の範囲となりますので、不相当に高額の場合には「給与としての認定課税」のリスクが生じます。

キド先生からのコメント

借り上げ車は通常の営業活動に使用する車が前提ですので、詳しい車種等については御社の経理部とご相談ください。あくまでも常識の範囲内です。詳しくは国税庁のQ&Aにて公表されておりますので、ご確認ください。

